

令和6年度 第2回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和6年11月15日（金）

午後2時00分から

会場：横浜市庁舎 18F

共用会議室 なみき6～8

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- (1) 令和7年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について (資料1)
- (2) 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について (資料2)
- (3) 協議会委員の任期満了について (資料3)

4 事務局からの報告

- (1) 多頭飼育問題対策事業の試行的実施について (資料4)
- (2) 動物愛護フェスタよこはま2024における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告 (資料5)
- (3) 令和6年度 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告 (資料6)

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

- ・ 令和7年度横浜市動物愛護管理業務計画（案） (資料1)
- ・ 令和6年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について (資料2)
- ・ 協議会委員の任期満了について (資料3)
- ・ 多頭飼育問題対策事業の試行的実施について (資料4)
- ・ 動物愛護フェスタよこはま2024における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告 (資料5)
- ・ 令和6年度 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告 (資料6)

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
 (第7期 令和5年3月25日～令和7年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	副支部長
動物愛護等団体代表	大久保 芳樹	特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表	田中 数馬	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表	加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	理事
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表	◎溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
獣医師団体代表	中畑 嗣也	公益社団法人 横浜市獣医師会	常務理事
動物取扱業関係団体代表	赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者	久世 明香	麻布大学獣医学部獣医保健看護学科	講師
学識経験者	○伊藤 琢也	日本大学生物資源科学部獣医学科	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

◎:会長
 ○:副会長

令和7年度 横浜市動物愛護管理業務計画





「令和7年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取り組みをまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取り組みを展開していきます。

目次

1	災害時のペット対策	1
2	狂犬病予防事業	3
3	動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4	地域猫活動支援事業	6
5	猫の不妊去勢手術推進事業	7
6	マイクロチップ装着推進事業	8
7	動物取扱業登録及び監視指導	9
8	特定動物飼養保管許可及び監視指導	10
9	犬、猫等の引取り・保護収容業務	11
10	収容動物の譲渡事業	12
11	附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットと同行避難することが予想されます。

震災発生時に混乱が生じないためには、各拠点でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。

「横浜市中期計画 2022～2025」をふまえ、ペット同行避難者の受け入れに配慮した拠点運営を推進するため、拠点では飼い主がペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載した、「横浜市防災計画（震災対策編）」や「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を活用して周知・啓発に取り組みます。

台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

動物愛護センターでは、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

また、能登半島地震に関する検証等をふまえ、本市における対策を検討していきます。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した拠点訓練の実施支援
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会*¹と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 ペットの災害対策についてイベント等の実施を通じた飼い主への事前準備の啓発実施



＜参考＞ ペットの災害対策啓発実施状況

	R3年度	R4年度	R5年度
同行避難訓練	3件	12件	24件
展示啓発	27件	115件	216件
その他啓発※2	179件	222件	257件

※2 拠点運営委員に対する啓発など

＜参考＞ 拠点におけるペット同行避難取組状況（累積数）

	R3年度	R4年度	R5年度
一時飼育場所の設定済	142拠点	176拠点	219拠点
飼育ルールの設定済	44拠点	57拠点	88拠点
同行避難訓練の実施あり※3	81拠点	82拠点	104拠点
飼い主の会の結成	7拠点	12拠点	15拠点

※3 過去に実施したものを含む。

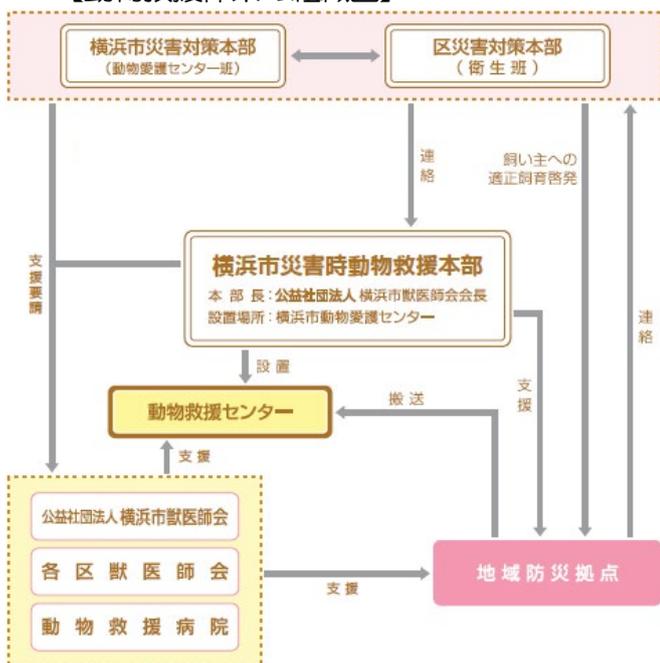
※1 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・公益社団法人横浜市獣医師会
- ・神奈川県愛玩動物協会
- ・公益財団法人日本補助犬協会
- ・一般社団法人全国ペット協会
- ・公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- ・特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- ・公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- ・その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれたり、飼育の継続が困難となった動物の保護収容や、負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在次の4か所での順次開設を想定しています。

- ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）
- ・公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- ・公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

啓発リーフレットや動画（動物愛護センター作成）



リーフレットや動画は
本市動物愛護センターのホームページ
からご確認いただけます。



2 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知啓発し、登録等を推進します。4月に、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、予防注射接種の促進のために各区に出張会場を設けます。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 出張会場での狂犬病予防注射接種【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導
- 4 狂犬病予防注射の案内、未注射犬への注射接種勧奨を送付【3月、10月】



【鑑札】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	R3年度	R4年度	R5年度
登録数	173,140	168,654	164,047
注射済票交付数	125,506	125,019	126,202
接種率	72.5%	74.1%	76.9%



【注射済票】

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物の所有者等の責務が明確化され、動物の適正飼育のための規制が強化されました。

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄、多頭飼育等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故、不適切な飼育の防止等を推進します。また、多頭飼育問題において、ペットを適正な頭数で飼養できなくなった飼い主を支援し、動物の飼育場所や周辺的生活環境の改善につなげます。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページやSNSでの情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

2 動物愛護センター主催の啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。

(1) 市民向けセミナー

飼い犬のしつけや飼い猫との暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、地域猫等についての講習を実施します。



(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市医療局の共催により、動物の愛護と適正飼育についての関心と理解を深めるためのイベントとして、ブース出展やデモンストレーションを実施します。



【動物愛護フェスタよこはま】

(3) 小中学生等を対象としたイベント

子どもアドベンチャーカレッジなど、小中学生等を対象とした教室を実施します。

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の屋内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、災害時のペット対策啓発などの取組みを行い、適正飼育の重要性や終生飼育について周知・啓発を行います。また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。



【適正飼育の啓発事業】

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

＜参考＞ 飼育相談・苦情状況

	【犬】	R3年度	R4年度	R5年度
	飼育相談件数（計）	2,682	2,215	2,095
内 訳	苦情内容件数（計）	2,277	2,305	2,168
	収容に関する相談	56	35	60
	放し飼い	116	91	75
	ふん尿	1,423	1,398	1,274
	鳴き声	225	266	206
	身体・器物の被害	130	126	131
	不適切な取扱い・虐待	87	106	105
	登録・注射に関すること	135	166	172
	その他	105	117	145

	【猫】	R3年度	R4年度	R5年度
	飼育相談件数（計）	3,748	2,717	2,439
内 訳	苦情内容件数（計）	1,734	1,391	1,216
	ふん尿	780	497	439
	臭気・毛	59	67	72
	鳴き声	36	28	33
	身体・器物の被害	71	69	49
	不適切な取扱い・虐待	63	102	60
	収容に関する相談	334	238	246
	その他	391	390	317

4 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センターと動物愛護センター間）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫

〈参考〉横浜市地域猫活動支援事業 登録地域数、活動対象猫数、手術実施頭数の変遷（累積数）

	登録地域数	活動対象猫数 ※	動物愛護センターでの手術頭数
R2年度	26 地域	853 頭	210 頭（単年度実績 105 頭）
R3年度	39 地域	1,321 頭	295 頭（単年度実績 85 頭）
R4年度	39 地域	1,273 頭	388 頭（単年度実績 93 頭）
R5年度	36 地域	1,382 頭	478 頭（単年度実績 90 頭）

※登録時に既に手術済みの個体、動物愛護センター以外で手術を実施した個体を含む。

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

令和7年3月1日（土）～令和8年2月28日（土）

2 補助金申請受付期間

令和7年5月7日（水）～令和8年3月5日（木）

※予定頭数に達し次第終了



◇ 受付事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



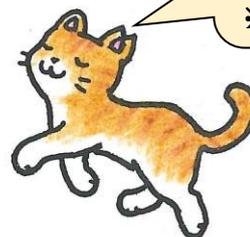
◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。（令和7年度補助対象頭数2,500頭程度）

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

R3年度	R4年度	R5年度
3,257	2,616	2,046



耳カットは、手術済みのしるしとなり、再手術を防げます。
※補助金申請の条件



猫の不妊去勢手術推進事業
← ホームページ

6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

令和4年6月1日から、飼養する犬猫へのマイクロチップ装着が飼い主の努力義務となりました。市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署で、マイクロチップの読取りを行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

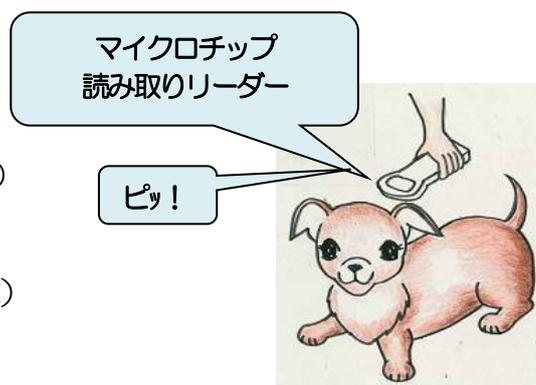
1 対象装着施術実施期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月5日（木）

2 補助金申請受付期間

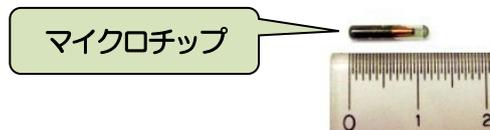
令和7年5月7日（水）～令和8年3月5日（木）

※予定頭数に達し次第終了



◇ 受付事業所

動物愛護センター（窓口、郵送、電子申請）



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い犬及び飼い猫のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。（令和7年度補助対象頭数450頭程度）

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	R3年度	R4年度	R5年度
犬	134	125	67
猫	396	339	263
計	530	464	330

マイクロチップ装着推進事業
ホームページ ↓



7 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物愛護管理法に定められた、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者の登録を行います。また、登録を受けた業者を対象に、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。

動物取扱責任者に対して、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等の手続き及び登録証の交付
- 2 犬猫の飼養管理基準や台帳等の作成・保管状況等の定期監視
- 3 ホームページやチラシ等を用い、マイクロチップの装着義務化等の基準についての周知・指導
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
R3年度	1,333	360	1,012	45	210	76	5	1,708	493	189
R4年度	1,327	349	1,031	46	211	73	5	1,715	672	188
R5年度	1,330	343	1,048	46	212	73	4	1,726	519	192

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
R3年度	32	23	10	2	2	7	44
R4年度	36	26	12	3	2	8	51
R5年度	40	30	14	3	2	9	58

8 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

動物園における展示など特定の目的で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。

特定動物の飼養者へは、定期的に飼養施設への立入検査を実施し、逸走防止措置がなされているか等の飼養又は保管の状況について確認・指導を行います。

◇ 実施事業所

動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更許可等の手続き及び許可証の交付
- 2 災害時を見据えた逸走防止のための飼養又は保管状況等の監視
- 3 万一逸走した場合の危害防止への対応（迅速な情報収集や状況確認、飼養者への指示や関係機関への連絡など）

<参考> 特定動物の飼養許可状況について（令和5年度末時点）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		タカ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	4	105 (0)	6	51 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	10 (0)	4	5 (1)
種類 区分	カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計					
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数				
施設数等	8	11 (6)	15	27 (24)	7	10 (4)	32*	228 (41)				

飼養目的には、展示、愛がん等があります。

頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

※同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計しているため、種類ごとの箇所数の合計と一致しません。

9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。
また、飼い主の判明しない動物に関しては、迅速な返還を行うため、情報発信に取り組みます。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、(公社)横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報として動物愛護センターホームページに掲載します。

収容動物情報ホームページ →
(ペットが迷子になったときは)



<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	R3年度	R4年度	R5年度
収容頭数	148	102	113
返還数	69	54	50
譲渡数	70	37	51
致死処分数	7	8	6
自然死	1	6	5
死体搬入	0	1	0

【猫】	R3年度	R4年度	R5年度
収容頭数	629 (399)	588 (336)	531 (219)
返還数	9 (0)	8 (2)	10 (0)
譲渡数	368 (248)	330 (179)	274 (114)
致死処分数	94 (56)	70 (28)	75 (20)
自然死	68 (40)	77 (33)	80 (45)
死体搬入	100 (34)	71 (24)	59 (16)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数(内数)

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼齢動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

10 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

譲渡動物情報ホームページ →
(動物の譲渡を希望される方へ)



<参考> 譲渡実績

動物	R3年度				R4年度				R5年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会
犬	70	4	58	8	37	4	31	2	51	8	39	4
猫	368	55	150	163	330	94	136	100	274	70	112	92
他小動物	1	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	0

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

(公社)横浜市獣医師会、公募市民、動物関係団体、動物取扱業関係団体及び学識経験者
12人の委員

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第38条第1項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第10期横浜市動物適正飼育推進員 58人

◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：(公社)横浜市獣医師会、(一社)横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

◇ (公社)横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や(公社)横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

1 市民ボランティア登録数 38人

2 譲渡登録団体数 30団体

3 動物愛護センターにおける登録団体による犬猫の譲渡会の実施

◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。



横浜市医療局動物愛護センター
令和7年●月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

令和 6 年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について

第 3 回研修会（実施済み。第 3 回協議会で実施報告します。）

日時：令和 6 年 11 月 6 日（水） 14 時～16 時

場所：横浜市神奈川公会堂

内容：避難所運営カードゲームを用いた災害時のペット同行避難シミュレーション

目的：災害発生時における地域防災拠点でのペット同行避難受け入れ机上シミュレーションの体験を通じて、トラブル解決方法の工夫、事前準備や啓発について考える。

講師：本市職員

第 4 回研修会

日時：令和 7 年 2 月 25 日（火）

場所：動物愛護センター

内容：推進員が活動する中で、対応が必要とされる事案を想定したグループワーキング

目的：グループワーキングにより推進員の対応力の向上を図る

講師：本市職員等

協議会委員の任期満了について

令和5年3月25日に任命された現協議会委員は、令和7年3月24日で任期満了となります。つきましては、次期協議会委員の任命・公募を行います。

1 協議会委員の選考方法

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表、横浜市獣医師会の代表、動物取扱業関係団体の代表及び学識経験者から任命
- (2) 市民から公募して任命

2 任命までのスケジュール（案）

	団体等代表／学識経験者	公募市民
12月中旬	各団体等代表、学識経験者へ横浜市から推薦／承認依頼	
1月上旬		広報よこはま等にて公募の募集案内
1月中旬	推薦／承認回答期限	
1月8日（水） ～2月7日（金）		公募受付
2月中旬 ～3月上旬		公募選考
3月25日（火）	委嘱（委嘱状は令和7年度第1回協議会でお渡しします。）	

3 公募市民の選考について

(1) 募集人数

2名

(2) 選考方法

本市職員で組織された選考会にて、公募委員応募用紙に記載されているこれまでの活動経歴・自己PR・志望動機及び作文を審査して選考します。

(3) 周知方法

広報よこはま、動物愛護センターホームページ、区役所窓口での配架

【参考】

- ・人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱(抜粋)
(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表
- (2) 横浜市獣医師会の代表
- (3) 動物取扱業関係団体の代表
- (4) 学識経験者

(5) 公募市民

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

・横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱

(委員の任命及び構成)

第4条 附属機関の委員の任命及び構成については、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 附属機関ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任すること。
 - (2) 委員の定数は、20人以内とすること。
 - (3) 委員には本市職員を任命しないこと。
 - (4) 委員には本市市会議員を任命しないこと。
 - (5) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き10年を超えないこと。
 - (6) 他の附属機関の委員の職を4以上兼ねる者を当該附属機関の委員に任命しないこと。
 - (7) 女性委員の登用については、「横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱」(平成23年3月市民局長通知。以下「女性参画推進要綱」という。)によること。
- 2 前項第1号から第6号までの規定については、別に定めがある場合は、この限りでない。

人と動物との共生推進よこはま協議会委員公募選考要領

制 定 健動第 2267 号 平成 26 年 12 月 26 日（局長決裁）
一部改正 医動第 25 号 令和 5 年 4 月 1 日（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱第 3 条第 1 項第 5 号に定める公募市民（以下「公募委員」という。）の選考について定めるものとする。

（応募資格）

第 2 条 応募資格は、動物の愛護と適正飼育について知識を有し、かつ問題意識をもっており、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 募集時に満 18 歳以上であること。
- (2) 横浜市内に住所を有する者（住民登録している者）であること。
- (3) 横浜市職員及び横浜市市会議員ではないこと。
- (4) 募集時に横浜市の他の審議会等委員を 4 以上兼ねていないこと。
- (5) 平日の昼間に開催される協議会の会議に出席できること。

（公募方法等）

第 3 条 公募にあたっては、応募資格等について広報に掲載し、周知する。
2 応募する者（以下「応募者」という。）には、公募委員応募用紙の提出を求めるものとする。

（公募委員の人数）

第 4 条 公募委員の人数は若干名とする。

（公募委員の選考方法）

第 5 条 選考は選考会をもって行う。
2 選考会は次の本市職員（以下「選考委員」という。）で組織する。

- (1) 医療局保健所長
- (2) 医療局健康安全部長
- (3) 医療局監視等担当部長
- (4) 医療局生活衛生課長
- (5) 生活衛生関係担当課長会幹事（1 名）
- (6) 医療局動物愛護センター長

3 選考会は、前項に定める選考委員の過半数の出席がなければ開催すること

ができない。

4 選考は、第3条第2項により提出された公募委員応募用紙をもとに各選考委員が次の基準により採点し、合計点数の高い応募者から順に、募集人数分を選定する。同点数のときは、保健所長の決するところによる。ただし、必要と認めるときは、応募者の面接を行うことができる。

(1) 動物の愛護と適正飼育について知識を有し、かつ問題意識をもっていること。

(2) 市民の立場から建設的な意見や提案があること。

(3) 意見が論理的で説得力があること。

5 選考の庶務は、医療局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し、通知するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考の議事その他運営に関し、必要な事項は監視等担当部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年12月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

人と動物との共生推進よこはま協議会について

1 横浜市附属機関設置条例

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

別表 (抜粋)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	人と動物との共生推進 よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理 に係る施策に関し必要な事項 についての審議に関する事務	20 人以内

2 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

(担当事務)

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

3 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

多頭飼育問題対策事業の試行的実施について

動物愛護センターでは、多頭飼育問題対策事業を試行的に実施するために『横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱（以下「試行要綱」という。）』を令和7年1月に施行予定です。試行要綱の概要についてご説明いたします。

1 試行要綱の目的

個人の飼育している動物の頭数が増え、適正な飼育管理の実施ができないことに起因して悪化した飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺的生活環境を、飼い主自身の責任において改善することが困難な状況にある案件に対し改善を図るため、多頭飼育問題対策事業を試行するに当たり、必要な事項を定めています。

2 横浜市多頭飼育問題対策事業試行（以下「事業試行」という。）における支援の概要

支援の概要は、次の通りです。なお、支援を実施するにあたり、犬、猫等の譲渡実施要綱（平成23年5月健動第147号）に規定する登録を受けた譲渡団体（以下「協力団体」という。）と協定を締結の上、協力要請を実施、協力内容に応じて負担金の支払いを行う予定です。

- (1) 本市職員の訪問等による接触が難しい対象案件の飼い主に対して支援員を派遣し、家庭訪問及び相談等を行うことにより飼い主及びその家族を支援し、多頭飼育問題の改善に結び付けます。
- (2) 飼い主が手放した動物の収容・飼育管理・譲渡に関する支援を行い、飼い主が自主的に飼育頭数を減少させることによる多頭飼育問題の改善に結び付けます。
- (3) 経済的事情により犬又は猫の引取り手数料（以下「手数料」という。）の納付が困難な飼い主に対して手数料の減免を行い、飼い主が自主的に飼育頭数を減少させることにより、多頭飼育問題の改善に結び付けます。

3 事業試行の対象

事業試行の対象は次の通りです。なお、判定基準は、別表（資料4-2）で定めています。

- (1) 飼い主が市内に居住する個人であること（動物取扱業者は含まない）
- (2) 横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録台帳に登録されていること

4 手数料減免の対象

手数料減免の対象者は、次の通りです。

なお、手数料減免にあたり、『横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における犬又は猫の引取り手数料減免要領（以下「減免要領」という。）』を試行要綱と同時に施行予定にしています。減免要領の制定に当たっては、令和6年10月18日から同年11月18日まで意見公募を実施しています。

- (1) 生活保護法第6条第1項の被保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項の要保護者で、現に同法第2条の保護を受けていない者
- (3) 住民税非課税世帯

5 今後のスケジュール (案)

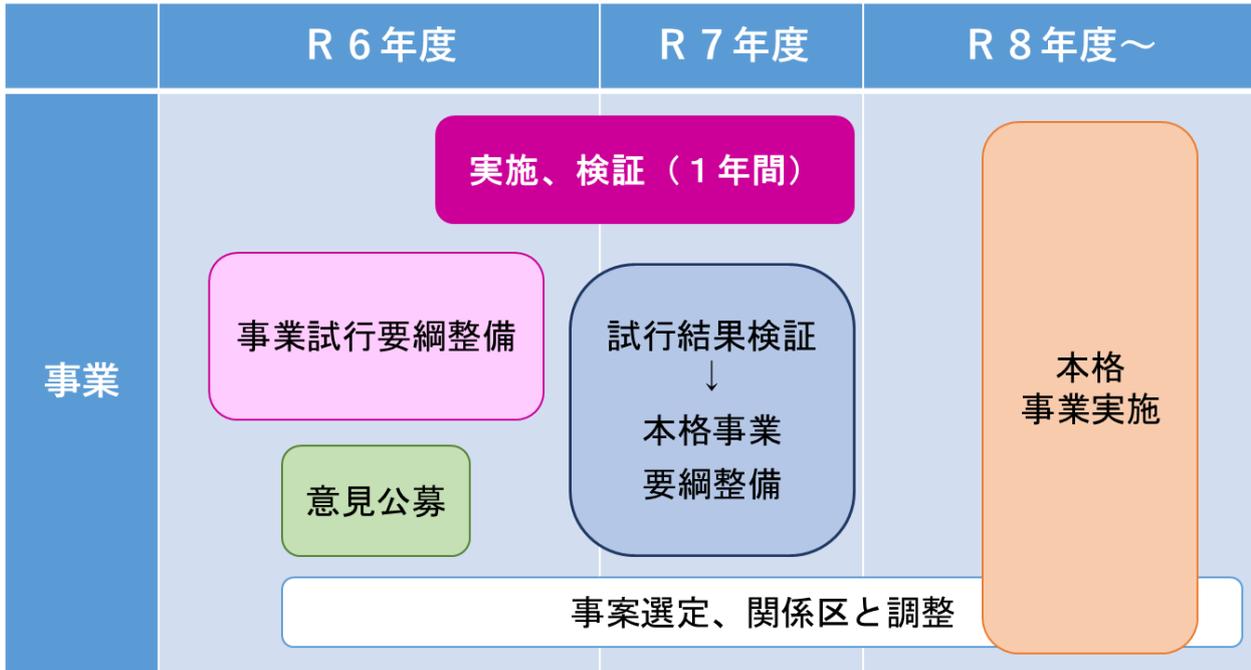
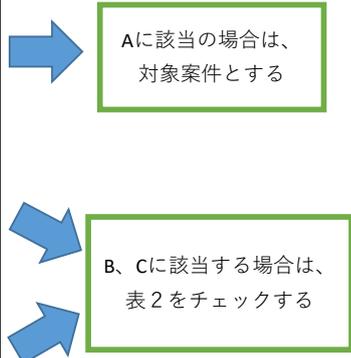


表1 動物の状態 (当てはまる基準に○をつけてください。)

項目	観点	基準	基準の説明
動物の状態	動物の状態によって、状況の重大度について判定する。	A	次の①から③のいずれかまたは複数に当てはまる場合、『A』とする。 ①動物が複数頭おり、消瘦、体表の汚れなど、体調不良を疑う個体が多い。 ②動物が複数頭おり、子猫が生まれるも、共食い、育子放棄などで育つことができない。 ③動物が複数頭おり、死体が確認できる。
		B	次の①または②のいずれかに当てはまる場合、『B』とする。 ①動物が複数頭おり、健康状態に問題の無い個体が多いが、不妊去勢手術を全頭実施していない。 ②動物が複数頭おり、不妊去勢手術の実施状況を飼い主が把握できていない。
		C	動物が複数頭おり、健康状態に問題の無い個体が多く、不妊去勢手術を全頭実施している。



※『A』に該当する場合、この状態をもって動物の飼育場所又は周辺の生活環境が損なわれている状態であるとする。
また、法第25条第4項、第44条等に抵触する可能性を認識した上で取り組む必要がある。

表2 動物の飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺の生活環境への影響 (当てはまる基準に○をつけてください。)

項目	観点	基準	基準の説明 (注：屋外とは、飼育場所建物外及び屋外飼育場所のことをいう。)
① 臭い	臭いの発生の程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	屋外で、動物に由来する臭いを感じる。
		b	屋外では感じないが、飼育場所建物内では動物に由来する耐え難い臭いを複数人が感じる。
		c	動物に由来する臭いは、感じない。
② 鳴き声	鳴き声による騒音の発生の程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	動物の鳴き声が、屋外で継続的に確認できる。
		b	動物の鳴き声が、屋外で断続的に確認できる。
		c	鳴き声は聞こえない。
③ 動物の体毛(羽)	動物の体毛(羽)の飛散程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	飼育場所建物内又は屋外に動物の体毛(羽)が著しく飛散している。
		b	屋外に、動物の体毛(羽)が散見している。
		c	動物の体毛(羽)は確認できない。
④ 糞尿の堆積	糞尿の堆積程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	糞尿が堆積している。
		b	糞尿が散見している。
		c	糞尿は適切に処理されている。

表3 判定 (当てはまる判定に、チェックをつけてください。)

判定結果	判定
A、Ba、Bb、Ca、Cb	<input type="checkbox"/> 表1で動物の状態がAに該当する。
	<input type="checkbox"/> 表1で動物の状態がBまたはCに該当し、表2のいずれかで、aまたはbに該当する項目がある。
Bc、Cc	<input type="checkbox"/> 表1で動物の状態がBまたはCに該当し、表2のいずれもcに該当する。



動物愛護フェスタよこはま 2024 における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告

1 日時および開催場所

令和 6 年 10 月 20 日（日）10：00～15：00

山下公園 おまつり広場（横浜市中区山下町 2 7 9）

2 参加人数と活動内容

12 名（3 班に分けて各ブースを順に担当）

(1) 総合案内ブース

スタンプラリーの配布、景品受け渡し、会場案内

(2) 動物愛護センター・推進員ブース

啓発パネル説明、推進員活動紹介、適正飼育啓発チラシ付ペットシーツの配布

(3) イベント会場内巡回

フェスタのチラシ配布、会場案内

3 当日の写真



令和6年度 第1回 市民セミナー合同横浜市動物適正飼育推進員研修実施報告

「みんなで考えよう 飼い主のいない猫について」

日時 令和6年7月27日 土曜日

場所 動物愛護センター 1F 視聴覚室兼研修室

時間 10:00～12:00

目的 人と猫が共に快適に暮らせる環境を目指して、飼い主のいない猫の対策及び地域猫についての提案と理解を深める。

講師 黒澤 泰 先生

参加者	動物適正飼育推進員	15名	協議会委員	3名
	各区生活衛生課職員	3名	市民	33名
	動物愛護センター職員	2名		

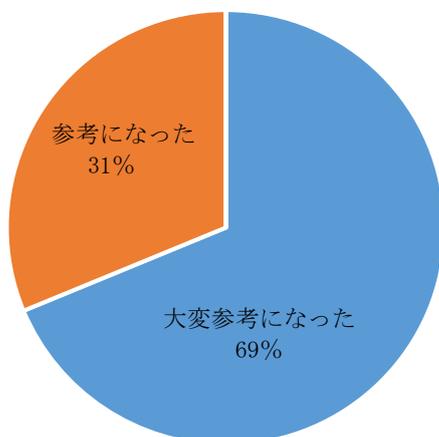
実施内容

- 1 講義「みんなで考えよう 飼い主のいない猫について」
- 2 質疑応答

実施結果（アンケートより）

- 講師の話が面白く分かりやすかった。
- 地域猫について詳細に知ることが出来てよかった。ぜひ活動仲間に伝えたい。
- TNRと地域猫の違いについて知らなかったし、知らない人も多いため、これからも周知していくことが必要だと感じた。
- 猫の問題は人の問題だと再認識した。地域猫問題が解決すると、トーンダウンしてしまう、活動者の高齢化が悩み。継続できる若い世代へ繋いでいくことが今後の課題だと実感した。
- 地域猫に関わるテーマで講演が続けば有難い。（特に地域猫の高齢化に伴う医療費、活動者の高齢化、資金集め、地域の関心を継続的にする方法）

講義内容は、今後の活動の参考となりましたか



当日の様子



令和6年度 第2回 市民セミナー合同横浜市動物適正飼育推進員研修実施報告

「犬や猫との暮らしに役立つ行動学」

日時 令和6年9月21日 土曜日
場所 動物愛護センター 1F 視聴覚室兼研修室
時間 10:00~12:00
目的 犬猫の問題行動について理解を深める。
講師 麻布大学 獣医学部 獣医保健看護学科 獣医臨床看護学研究室 講師
久世 明香 氏

参加者	動物適正飼育推進員	15名	協議会委員	1名
	各区生活衛生課職員	2名	市民	24名
	動物愛護センター職員	2名		

実施内容

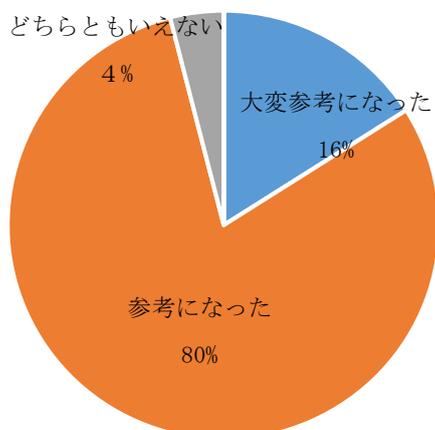
講義

- (1) しつけとは？
- (2) 犬のしつけのポイント
- (3) 猫のしつけのポイント
- (4) 質疑応答

実施結果（アンケートより）

- 各所に動画を交えての講義で非常に良く解りやすい。
- 「社会化」が重要という事は実生活でも実感しているので興味深かった。
- 犬・猫のしつけについて、しつけのタイミングなどを知りました。
- 大学の先生のお話を聞く機会を作っていただけてよかったです。

講義内容は、今後の活動の参考となりましたか



当日の様子

